





き調査しようとする者の被登録資格に関する情報を有する市町村の長に被登録資格の確認のため必要な事項について照会することができる。この場合において、照会を受けた市町村長は、直ちに回答しなければならない。

4 領事官は、必要に応じ、在外投票人名簿登録申請者（法第三十六条第四項の規定により公職選挙法第三十六条の五第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）の被登録資格につき調査しなければならない。

5 在外選挙人名簿に登録されている者又は在外投票人名簿登録申請者（法第三十六条第四項の規定により公職選挙法第三十三条の五第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）の被登録資格につき調査しなければならない。

投票人名簿登録申請者（法第三十六条第四項の規定により公職選挙法第三十六条の五第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）は、市町村の選舉管理委員会又は領事官から求められたときは、被登録資格を有することを証するために必要な文書を提出し、又は必要な説明をしなければならない。

（在外投票人名簿の登録日）

6 第十八条 中央選挙管理会は、あらかじめ、法第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿の登録を行う日を定め、これを告示しなければならない。

（在外投票人名簿に登録しなかった場合の通知）

7 前項の規定により中央選挙管理会が法第三十七条第一項第一号に掲げる者の登録を行う日を定めようとするときは、その日は、登録基準日又はその翌日でなければならない。

（在外投票人名簿に登録しなかった場合の通知）

8 第十九条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿登録申請者（法第三十六条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）を在外投票人名簿に登録した領事官（第二十九条において「経由領事官」という。）を経由して、その旨を外務大臣及び同条第三項の規定により当該在外投票人名簿登録申請者の在外投票人名簿登録申請書を送付した領事官（第二十九条において「経由領事官」という。）を経由して、当該在外投票人名簿登録申請者に通知しなければならない。

（在外選挙人名簿に登録されなかつた場合における在外投票人証の交付）

9 第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十六条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）とあるのは、「第二十一条第二項の規定による届出をする」。

項の規定による申請とみなされた者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録されなかつた場合において当該市町村の在外投票人名簿に登録されたときは、その者に在外投票人証（法第三十七条第三項に規定する在外投票人証をいう。以下同じ。）を交付しなければならない。

10 第二十二条 在外投票人証には、次に掲げる事項を記載するものとする。  
（在外投票人証の記載事項等）

11 一 投票人の氏名及び生年月日  
二 投票人の国外における住所  
三 その他総務省令で定める事項

12 投票人は、国民投票の期日までに在外投票人証の記載事項に変更が生じたときは、在外投票人証を添えて、在外投票人名簿に関する事務について当該投票人の住所を管轄する領事官を経由し、その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に届け出て、在外投票人証に変更に係る事項の記載を受けることができる。

13 前項の規定による届出は、記載事項の変更の届出書に在外投票人証の記載事項に変更を生じた事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、変更を生じた記載事項が投票人の国外における住所その他の総務省令で定める記載事項である場合において、総務省令で定めるときは、この限りでない。

14 第二項の場合において、領事官は、同項の規定による届出書に総務省令で定める書類を添えて、直ちに外務大臣を経由して、当該投票人の登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に付ししなければならない。

15 第十七条第四項及び第五項の規定は、第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第四項中「在外投票人名簿登録申請者（法第三十六条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請とみなされた者を含む。）とあるのは、「第二十一条第二項の規定による申請とみなされた者を含む。」の被登録資格」とあるのは、「第二十一条第二項の規定による届出の内容」と、同条第五項中「在外選挙人名簿に登録されている者又は前条第四項の規定は、前項の在外投票人証の再交付の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「在外投票人証を汚損し、又は破損した場合その他の総務省令で定める場合」前条第四項の規定は、前項の在外投票人証の再交付の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「第二項」とあるのは「次と読み替えるものとする。」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

16 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による申請に基づき在外投票人証を再交付する場合には、郵便等をもって、同項の規定による申請をした者に、当該在外投票人証を交付しなければならない。ただし、当該申請の際に、郵便等をもつて交付を受けることが困難である旨の申出があった場合には、外務大臣及び前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規

17 者」と、「被登録資格を有する」とあるのは「当該届出の内容が事実である」と読み替えるものとする。

18 第十九条第二項の規定による通知を受けた場合その他の総務省令で定める場合には、直ちに当該在外投票人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

19 第二十九条第二項の規定により在外投票人証を交付しなければならない。ただし、当該届出の際に、郵便等をもつて交付を受けた場合には、直ちに当該在外投票人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

20 第二十九条第三項の規定により在外投票人証の再交付を受けた者は、亡失した在外投票人証を国民党投票の期日までに発見し、又は回復した場合には、直ちに、当該発見し、又は回復した在外投票人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

21 第二十二条 投票人は、国民投票の期日までに次の各号のいずれかに該当する場合には、在外投票人名簿に関する事務について当該投票人の住所を管轄する領事官を経由して、その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に在外投票人証の再交付を申請することができる。

22 第二十三条の九第一項の規定により当該在外投票人証を当該市町村の選挙管理委員会から在外投票人証の交付を受けている者は、登録基準日後国民党投票の期日までの間に公職選挙法施行令第二十三条の九第一項の規定により当該在外投票人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

23 第二十三条の二 その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から在外投票人証の交付を受けている場合には、同項の規定にかかわらず、当該国民党投票の期日までの間、当該在外投票人証を返すことを要しない。

24 第二十四条 領事官は、在外投票人証等受渡簿を備え、当該領事官を経由して在外投票人証を交付された者についてその登録されている在外投票人名簿の属する市町村名、当該登録された者の氏名及び生年月日その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

25 第二十五条 領事官は、法第三十七条第三項の規定により在外投票人証の交付の経由に係る事務を行った場合又は第二十九条の規定による通知があつた場合には、直ちに前項に規定する在外投票人証等受渡簿に必要な事項を記載し、又はその記載を修正し、訂正し、若しくは消除しなければならない。

（在外投票人名簿の登録に関する異議の申出期間の告示）

26 第二十五条 中央選挙管理会は、あらかじめ、在外投票人名簿について法第三十九条第一項の規

定による異議の申出期間を定め、これを告示しなければならない。

(在外投票人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令第八条の規定は、法第三十九条第一項の異議の申出について、同令第八条中「審理員は」とあるのは、「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）」に規定する法律（平成十九年法律第五十一号）である。

第三十九条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」といふ。）は、「審理関係人」とあるのは、「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは、「審査庁が」と、「審理員」とあるのは、「審査」と読み替えるものとする。

（出訴期間の特例）

第二十七条 法第四十条第一項において読み替えて準用する公職選挙法第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、訴状を国外から国内へ郵便等により送付する場合とする。

（補正登録）

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十五条第一号に該当する者について在外投票人名簿の登録をした日後国民投票の期日前十六日に当たる日までの間、該登録の際に同号の資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が在外投票人名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに在外投票人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

（在外投票人名簿から抹消した場合等の通知）

第二十九条 市町村の選挙管理委員会は、法第四十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者（在外投票人証を交付された者に限る。次項及び第三項において同じ。）を在外投票人名簿から抹消したときは、直ちに、理由を付して、その旨を外務大臣を経由して、經由領事官に通知しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、法第四十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者を

在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び經由

外投票人名簿に登録されている者について、そ市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者について、そ

の登録されている氏名その他の総務省令で定める事項に係る記載（法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外投票人名簿にあつては、記録）を修正し、又は訂正したときは、直ちに、その旨を外務大臣を経由して、経由領事官に通知しなければならない。

（在外投票人名簿から抹消すべき事由に関する通知）

第三十条 領事官は、在外投票人名簿に登録されている者について登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたときは、直ちに、その旨を外務大臣を経由して、当該在外投票人名簿から抹消すべき者が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

（在外投票人証交付記録簿の閲覧等）

第三十一条 領事官は、当該領事官を経由して在外投票人証を交付された者についてその登録されている在外投票人名簿の属する市町村名、当該登録されている者の氏名及び生年月日その他の総務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「在外投票人証交付記録簿」といふ。）を備え、第二十四条第二項の規定により在外投票人証等受渡簿に必要な事項を記載し、又はその記載を修正し、訂正し、若しくは消除した場合には、直ちに、当該在外投票人証交付記録簿に必要な事項を記載し、又はその記載を修正し、訂正し、若しくは消除しない。

（領事官は、登録基準日から国民投票の期日ま

での間ににおいて、特定の者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために、投票人から、在外投票人証交付記録簿を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、当該申出をした投票人に、その確認に必要な限度において、在外投票人証交付記録簿を開覧させなければならない。

前項の規定により閲覧せざる場合には、公職選挙法第三十条の十四第二項から第五項までの規定を準用する。

（在外投票人名簿の移送又は引継ぎ等）

第三十二条 公職選挙法施行令第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二十二条（第一項後段を除く。）の規定は、在外投票人名簿の移送又は引継ぎ、磁気ディスクをもつて調製されている在外投票人名簿を閲覧させる方法、在外投票人名簿の再調製及び在外投票人名簿に登録

されている投票人の数の報告について準用する。この場合において、同令第十九条第一項中の「法第十九条第三項」とあるのは、「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）。以下「憲法改正手続法」という。」第

三十三条第二項」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは、「在外投票人名簿記載書類」と、「第三項並びに第一百三十一条第二項」とあるのは、「第三項」と、「住所」とあるのは、「最終住所（憲法改正手続法第三十四条第一項に規定する最終住所をいう。次項において同じ。）」又は申請の時（同条第一項に規定する申請の時をいふ。次項において同じ。）における本籍」と、同条第二項中「住所」とあるのは、「最終住所又は申請の時における本籍」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは、「在外投票人名簿記載書類」と、同条第三項中「選挙人名簿記載書類」とあるのは、「在外投票人名簿記載書類」と、同条第五項中「法第十九条第三項」とあるのは、「憲法改正手続法第三十三条第二項」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは、「在外投票人名簿記載書類」と、「同令第二十条中「法第二十八条第二項」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは、「在外投票人名簿記載書類」と、「同令第二十九条第三項」と、「選挙人名簿記載書類」と、「法第三十条第一項」とあるのは、「憲法改正手続法第四十二条第一項」において準用する法第二十九条の二第一項」と、「同令第二十二条第一項」の二第一項（同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十八条の三第二項」とあるのは、「憲法改正手続法第四十二条第一項」において準用する法第二十九条の二第一項」と、「同令第二十二条第一項」の二第一項（同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十八条の三第二項」とあるのは、「憲法改正手続法第四十二条第一項」と、「法第三十条第一項」とあるのは、「憲法改正手続法第二十九条第一項」又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日」とあるのは、「国民投票の期日前十五日に当たる日」と、「同条第二項中「法第三十条第一項」とあるのは、「憲法改正手続法第四十四条において準用する法第三十条第一項」と、「同令第二十二条第一項中「法第二十九条第一項」又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日」とあるのは、「国民投票の期日前十五日に当たる日」と、「同条第二項中「法第三十条第一項」とあるのは、「憲法改正手続法第四十四条において準用する法第三十条第一項」と読み替えるものとする。

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

### 第三章 投票

#### 第一節 投票所における投票

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

2 領事官は、第二十四条第一項に規定する在外投票人証等受渡簿を、前項に規定する期間、保存しなければならない。

（投票管理者的氏名等の告示）

2 領事官は、第二十四条第一項に規定する在外投票人証等受渡簿を、前項に規定する期間、保存しなければならない。

第三十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合には、その職務を代理すべき者を、国民投票の投票権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならぬ。

（指定投票区の指定等）

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

（投票管理者的氏名等の告示）

2 市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条第二項又は前条第一項の規定により投票

第三十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条第二項又は前条第一項の規定により投票

（指定投票区の指定等）

2 市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条第五項の規定により投票区を指定する場合に

には、当該指定する投票区（以下「指定投票区」という。）の属する開票区に属する投票区

であつて、同項の規定により当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票

に関する事務のうち次条第一項に規定するものを当該指定投票区の投票管理者が行うもの（以下「指定関係投票区」という。）を併せて定め

なければならぬ。

2 前項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにこれを告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。指定投票区の指定を取り消し又は

出された書類（在外投票人証を除く。）を、法第百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、保存しなければならない。

指定関係投票区を変更したときも、同様とする。

(指定投票区の投票管理者等の事務の方法等)

第三十七条 指定関係投票区の投票管理者は、当該指定関係投票区に属する投票人が第九十二条

第二項の規定により投票をした場合その他の必要があると認める場合には、直ちにその旨を当該

指定関係投票区に係る指定投票区の投票管理者に通知しなければならない。

法第四十八条第五項に規定する投票に関する事務のうち政令で定めるものは、指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票であつて、第八十八条の規定により指

定投票区の投票管理者に送致されたものに係る

事務のうち政令で定めるものは、指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定によ

る投票であつて、第八十八条の規定により指

定投票区の投票管理者に通知しなければならない。

法第四十九条第五項に規定する投票に関する事務のうち政令で定めるものは、指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定によ

る投票であつて、第八十八条の規定により指

定投票区の投票管理者に通知しなければならない。

(投票立会人の氏名等の通知)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、投票立会人を選任した場合においては、直ちにその者

の住所、氏名及びその者の属する政党その他の

政治団体の名称をその投票立会人の立ち会う投

票所の投票管理者に通知しなければならない。

(投票人名簿の送付等)

第四十二条 市町村の選挙管理委員会は、各投票

区の投票管理者に対して、その投票区の投票所

を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければ

ならない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合

その投票区の区域内に係る投票人名簿又はその

抄本を送付すること。

二 その投票区の区域内に係る投票人名簿が法第

二十条第二項の規定により磁気ディスクをも

つて調製されている場合(当該投票管理

者が、第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法

により投票人が当該投票人名簿に登録されて

いる者であることの確認を行うこととしている

場合を除く)次に掲げるいずれかの措置

イ 当該投票人名簿に記録されている全部又

は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員

会の使用に係る電子計算機から電気通信回

線を通じて当該投票管理者的使用に係る電

子計算機に送信する方法により送付するこ

と。

ロ 当該投票人名簿に記録されている全部又

は一部の事項を記録した電磁的記録媒体

によつては認識することができない方法で

作られる記録であつて電子計算機による情

報処理の用に供されるものに係る記録媒体

をいう。以下同じ。)を送付すること。

ハ 当該投票人名簿に記録されている全部又

は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三 その投票区の区域内に係る投票人名簿が法第

二十条第二項の規定により磁気ディスクをも

つて調製されている場合(当該投票管理

者が、第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法

により投票人が当該投票人名簿に登録されて

いる者であることの確認を行うこととしている

場合を除く)当該投票管理者が、当該投票

で接続した電子情報処理組織を使用して、当該投票立会人の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿

市町村の選挙管理委員会が管理する当該投

票人名簿に記録されている全部又は一部の事

項を確認することができる状態に置くこと並

び前号イからハまでに掲げるいずれかの措

置

市町村の選挙管理委員会は、指定投票区を指

定し、及び指定関係投票区を定めている場合に

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

措置を講じなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合

その指定投票区に係る指定関係投票区の区

域に係る投票人名簿が法第二十条第二項の規

定により磁気ディスクをもつて調製されてい

る場合(当該投票管理者が、当該市町村の選

挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係

る電子計算機を相互に電気通信回線で接続し

た電子情報処理組織を使用して、当該市町村

の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿

に記録されている全部又は一部の事項の確認

を行つた後、第九十一条第一項又は第二項の規

定による決定を行うこととしている場合に

規定による決定を行つた後、第九十一条第一項又は第二項の規

定による決定を行つた後、第九十一条第一項又は第二項の規

の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿

に記録されている全部又は一部の事項の確認

を行つた後、第九十一条第一項又は第二項の規

定による決定を行うこととしている場合に

規定による決定を行うこととしている場合に

一 次号に掲げる場合以外の場合

投票人名簿

又はその抄本と対照する方法

投票人名簿

二 投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合 次に掲げるいずれかの方法

イ 市町村の選挙管理委員会から送付された該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類と対照する方法

ロ 当該投票管理者及び市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項と対照する方法

投票管理者は、第十条に規定する投票人名簿登録証明書（第八十四条第一項において「投票人名簿登録証明書」という。）（その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受ける船員については、当該選挙人名簿登録証明書。以下この項及び第三章第四節において「投票人名簿登録証明書等」という。）の交付を受けた船員に投票用紙を交付すべき場合には、当該投票人名簿登録証明書等を提示させ、これに国民投票の投票用紙を交付した旨（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類及び当該憲法改正案に係る国民投票の投票用紙を交付した旨。次項において同じ。）を記入しなければならない。

投票管理者は、第八十四条第一項に規定する南極投票人証（その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から南極選挙人証の交付を受けている投票人について、当該南極選挙人証。以下この項及び第三章第四節において「南極投票人証等」という。）の交付を受けた投票人に投票用紙を交付すべき場合には、当該南極投票人証等を提示させ、これに国民投票の投票用紙を交付した旨を記入しなければならない。

（投票用紙の投入）

**第四十九条** 法第五十九条第一項に規定する代理投票の場合を除くほか、投票用紙は、投票管理者及び投票立会人の面前において、投票人が自己の投票用紙を請求することができる。

(点字投票)

**第五十条** 法第五十八条第二項の規定によつて目が見えない者が投票に関する記載に使用することができる点字は、別表で定める。

2 目が見えない投票人は、点字によつて投票をしようとする場合においては、投票管理者に對して、その旨を申し立てなければならぬ。この場合においては、投票管理者は、点字投票の投票用紙を交付しなければならない。

(投票人の宣言)

**第五十一条** 投票管理者は、法第六十三条第一項の規定によつて、投票人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合には、投票立会人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、投票人に読み聞かせた上、投票人にこれに署名させなければならない。この場合において、投票人が心身の故障その他の事由により自ら宣言し、又は署名することができないときは、投票管理者は宣言書を作成させ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させなければならぬ。

2 前項の規定による宣言書は、投票録に添付しなければならない。

(代理投票の仮投票)

**第五十二条** 投票管理者は、法第五十九条第一項の規定によつて心身の故障その他の事由を理由として代理投票を申請した投票人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。

2 前項の決定を受けた投票人がその決定に不服である場合においては、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。

3 投票管理者は、第一項に規定する投票人が代理投票をすることについて投票立会人に異議がある場合においては、その投票人に仮に投票をさせなければならない。

4 前二項の場合においては、投票管理者は、法第五十九条第二項の規定により、投票用紙に賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載した者に、その投票人及び投票立会人の面前においてその投票用紙を封筒に入れて封をさせ、かつ、封筒の表面に投票人及びその者の氏名を記載させて投票箱に入れさせなければならぬ。

(投票用紙の返付)

**第五十三条** 投票をする前に自ら投票所外に退出

**(投票箱を開鎖する場合の措置)**

**第五十四条** 法第六十七条第一項の規定により投票箱を開鎖すべき場合には、投票管理者は、投票箱の蓋を閉じ、施錠した上、一の鍵は投票管理者が同時に送致すべき投票立会人(投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者的指定した投票立会人)が保管し、他の鍵は投票管理者が保管しなければならない。

**(投票箱の持出しの禁止)**

**第五十五条** 投票箱は、ふたを閉じた後は、開票管理者に送致する場合のほか、投票所の外に持ち出してはならない。

(磁気ディスクをもつて調製されている投票人名簿又は在外投票人名簿に記録されている事項の送致方法等)

**第五十六条** 投票管理者は、法第六十九条又は第七十条の規定により投票人名簿に記録されるいる全部若しくは一部の事項又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を送致する場合には、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 当該投票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて開票管理者の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法

二 当該投票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を開票管理者に送付する方法

三 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法により投票人が投票人名簿に登録されている者であるとの確認を行った場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

4 法第六十九条ただし書に規定する投票人名簿人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

をもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、投票人が投票人名簿に登録されている者であるとの確認の全てを第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法により行つた場合であつて、市町村の選挙管理委員会が第ニ項に規定する措置を講じたときとする。

法第六十九条ただし書に規定する在外投票人名簿が法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、投票人が在外投票人名簿に登録されている者であるとの確認の全てを第一百三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十七条第一項第一号ロに掲げる方法により行つた場合であつて、市町村の選挙管理委員会が第三項に規定する措置を講じたときとする。

6 前二項の場合（市町村の選挙管理委員会が投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付した場合を除く。）においては、当該投票管理者は、国民投票の当日、投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

7 第四項又は第五項の場合（市町村の選挙管理委員会が投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付した場合に限る。）においては、当該投票管理者は、国民投票の当日、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該投票管理者の使用に係る電子計算機から消去しなければならない。（投票に関する書類の保存）



8 票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

9 都道府県の選挙管理委員会は、第二項又は第三項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該指定都市の選挙管理委員会及び区の選挙管理委員会）を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

9 指定都市の選挙管理委員会は、第四項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)  
**第六十条** 法第六十条第一項の規定により期日前

の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十 氏名 氏名並びにその者が

## 五条

---

### 職務を行うべき日

## 第四十 名称

---

名称並びにその者の

## 一条 投票に立ち会うべき

日

投票所

期日前投票所

第四十各投票區期日前投票所

二  
条  
第

項

投票区の投票日前日投票所を訪ね、用意の手配を行なう。

票用

第三回 朝日前段票所

第二回

一項各

号

第四十  
投票所

三条第

第二項

四第  
条四

第四十

六条及

—ひ第五—

第一項 第二条第 二项 第五十 五项及第 六条第 六项	第六条第 十项 第五项第 五十	第五条第 五十						第四条第 五十			第三条第 五十		第四项 第五项第 二项第 二项	第一条 第五十 五项第 一項
当日 国民投票の	第七十条 十九条又は 法第六 七十七条	ならない	投票所	開票管理者	れば 保管しなけ 保管し	（投票管 理者）が同 時に開票管 理者の指 定した投 票立会人） が	投票箱を送 致すべき投 票立会人	投票箱を送 致すべき投 票立会人	投票管理 者の指定し た投票立会 人が封印を をして	投票管理 者の指定し た投票立会 人が封印を をして	第七十四条 第六十七条	投票所	第五十九条 第二项	第六十条第五 项の規定に より読み替えて 適用される法第 五十九条
期日前投票で、当該期日前投票におい	されれる法第六十九条	ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会	封印をしなければ						七条第一項	十四条	九条第二項	第六十条第六項において準用する法第七十四条

（期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書）

**第六十一条** 投票人は、法第六十条第一項の規定による投票をしようとする場合においては、同項各号に掲げる事由のうち国民投票の当日自分が該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。

（期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の通知）

**第六十二条の二** 市町村の選挙管理委員会は、法第六十条第三項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

（期日前投票における投票録）

**第六十三条** 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、投票録を作り、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

（期日前投票における投票箱の鍵の送致）

**第六十三条** 法第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等（同条に規定する投票箱等をいう。次条第一項から第四項までにおいて同じ。）を送致する場合には、併せて第六十条の規定により読み替えて適用される第五十四条の規定により封印をした鍵を送致しなければならない。

（市町村の区域が数開票区に分かれている場合における投票箱等の送致を受けるべき開票管理者）

**第六十三条の二** 市町村の区域（指定都市においては、区の区域）が分割開票区により数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該区の選挙管理委員会）から法第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者には、当該市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該区の選挙管理委員会）が指定した開票区の開票管理者とする。

指定都市以外の市町村の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている

場合には、当該市町村の選挙管理委員会から法第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数市町村合同開票区

二 数市町村合同開票区

3 指定都市の区の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選挙管理委員会から法第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数市町村合同開票区

二 分割開票区、数市町村合同開票区及び数区合同開票区

三 数市町村合同開票区

4 指定都市の区の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合は、当該区の選挙管理委員会から法第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数区合同開票区

二 数区合同開票区

5 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、第一項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

一 指定都市以外の市町村の選挙管理委員会（第二項の規定による協議に係る期日前投票所を設けたものに限る）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

二 指定都市の選挙管理委員会（第三項の規定による協議に係る期日前投票所を設けた区の選挙

管理委員会の置かれた区の属する指定都市の選挙管理委員会に限る。)は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

8 都道府県の選挙管理委員会は、第二項又は第三項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、当該指定都市の選挙管理委員会及び区の選挙管理委員会)を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければなければならない。

9 指定都市の選挙管理委員会は、第四項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければなければならない。

#### 第四節 不在者投票

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

**第六十四条** 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人

で、その登録されている投票人名簿の属する市

町村以外の市町村において投票をしようとする

もの又は船舶、病院、老人ホーム(老人福祉法

(昭和三十八年法律第二百三十三号)第五条の三

に規定する老人短期入所施設、養護老人ホー

ム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並

びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人

ホーム(第四項において「有料老人ホーム」と

いう)をいう。第四項及び第六十九条において同じ)、原子爆弾被爆者、養護老人ホーム(原子爆

弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年

法律第二百十七号)第三十九条の規定により同法

第一条に規定する被爆者を入れさせる施設をい

う。第四項及び第六十九条において同じ)、国

立保養所(厚生労働省組織令(平成十二年政令

第二百五十二号)第一百四十九条に規定する國立

障害者リハビリテーションセンターの内部組織

のうち、身体障害者(身体障害者福祉法(昭和

二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定す

る身体障害者をいう。以下この項において同じ)であつて重度の身体障害を有するものの

リハビリテーションに関し、治療、訓練及び支

援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うこと

をつかさどるものとして総務省令で定めるもの

をいう。第四項及び第六十九条において同じ)。

第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理

、身体障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十八項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入れさせる施設をいう。第四項及び第六十九条において同じ)、保護施設(生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第四項及び第六十九条において同じ)、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは少年鑑別所(以下この節において「不在者投票施設」という)において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で現に国民投票の投票権を有しないものは、前項の規定による請求をする場合を除くほか、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日前までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3 点字によって投票をしようとする投票人は、前二項の規定による請求をする際に、前二項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならぬ。

4 第六十九条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人

ホームの長(有料老人ホームにあっては、その施設の管理者)、同条において同じ)、原子爆弾被爆者、養護老人ホーム(原子爆

弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年

法律第二百十七号)第三十九条の規定により同法

第一条に規定する被爆者を入れさせる施設をい

う。第四項及び第六十九条において同じ)、国

立保養所(厚生労働省組織令(平成十二年政令

第二百五十二号)第一百四十九条に規定する國立

障害者リハビリテーションセンターの内部組織

のうち、身体障害者(身体障害者福祉法(昭和

二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定す

る身体障害者をいう。以下この項において同じ)であつて重度の身体障害を有するものの

リハビリテーションに関し、治療、訓練及び支

援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うこと

をつかさどるものとして総務省令で定めるもの

をいう。第四項及び第六十九条において同じ)。

第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理

者となる者。以下この条において「不在者投票施設の長」という。)は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設にあるべき投票人の依頼があった場合には、自ら又はその代理人によつて、当該投票人に代わつて、第一項の規定による請求及び申立て並びに前項の規定による申立てをすることができる。

5 船員(投票人名簿登録証明書等及び船員手帳(当該船員が実習生である場合には、法第六十一条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書))を提示して、次条第一項の規定による請求及び

(不在者投票の事由に該当する旨の誓書)

6 南極投票人証等の交付を受けた投票人が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は当該投票人に代わつて不在者投票施設の長若しくはその代理人が前項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に当該船員の投票人名簿登録証明書等を提示しなければならない。

投票施設の長若しくはその代理人が前項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に当該船員の投票人名簿登録証明書等を提示しなければならない。

7 船員(投票人名簿登録証明書等及び船員手帳(当該船員が実習生である場合には、法第六十一条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書))を提示して、投票用紙及び投票用封筒の表面に国民党投票である旨(二

以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類)を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

8 第六十六条 第六十四条第一項若しくは第二項又是前条第一項の規定による請求をする場合には、投票人は、法第六十条第一項各号に掲げる事由のうち国民投票の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。

(不在者投票の事由に該当する旨の誓書)

9 第六十七条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第六十四条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、投票人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした投票人が国民党投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由のうち国民投票の当日自らが該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に国民党投票である旨(二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類)を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付を発送について、直ちに(第六十四条第一項又は第四項の規定により国民投票の期日前十五日に当たる日以前に請求を受けたときは、当該国民投票の期日前十五日に当たる日の翌日(郵便等をもつて発送するときは、国民投票の期日前十五日に当たる日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その投票人が船員であるときは当該船員の投票人名簿登録証明書等に、その投票人が南極投票人証等の交付を受けた者であるときは当該投票人の南極投票人証等に、国民党投票の不在者投票用紙及び投票用封筒を交付した旨(二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類並びに当該憲法改正案に係る国民党投票の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨)。

10 第六十八条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第六十四条第一項、第二項又は第四項の規定による請求をする場合には、投票人名簿登録証明書等及び船員手帳(当該船員が実習生である場合には、法第六十一条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書)を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

11 第六十九条 第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「投票人は、前二項」とあるのは「船員は、次条第一項」と、「前二項」とあるのは「に、同項」と、同条第四項中「投票人の」とあるのは「船員で、当該不在者投票施設において投票をしようとするもの」と、「投票人」とあるのは「船員に」と、「第一項の」とあるのは「次条第一項の」と、「同項の規定による」

であるのは「次条第一項の」と、「同項の規定による」

であるのは「次条第一項の」と、「同項の規定による」





**第七十六条** 前条第四項の規定により国民投票郵便等投票証明書に法第六十一条第三項に規定する投票人に該当する旨の記載を受けている投票人は、同項の規定により投票に関する記載をする者（以下「代理記載人」という。）となるべき者一人を定め、その者の氏名、住所及び生年月日を記載する。（郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出等）

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第六十一条第三項に規定する投票人に該当すると認めたときは、当該申請をした者の国民投票郵便等投票証明書に同項に規定する投票人に該当する旨の記載をしなければならない。

5 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による記載をした場合においては、第二項の規定による申請をした者に対して、当該国民投票郵便等投票証明書を郵便等をもつて送付しなければならない。

3 前項の文書には、国民投票郵便等投票証明書及び次の各号に掲げる投票人の区分に応じ当該各号に定める文書を添えなければならない。

一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

二 戰傷病者特別援護法第一条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

視覚の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まである者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者

法第六十一条第三項に規定する投票人は、国民投票の期日前四日までに、その登録されていける投票人名簿の属する市町村の選舉管理委員会の委員長に対して、文書をもって、同項に規定する投票人に該当する旨を国民投票郵便等投票證明書に記載することを申請することができ

2 前項の文書には、国民投票郵便等投票証明書並びに代理記載人となるべき者が署名をした当該代理記載人となるべき者の代理記載人となることについての同意書及び国民投票の投票権を有する者であることを当該代理記載人となるべき者が誓う旨の宣誓書を添えなければならぬ。

3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者の国民投票郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の氏名を記載し、かつ、当該届出をした者に対して、当該国民投票郵便等投票証明書を郵便等をもつて送付しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、代理記載人となるべき者に関する必要な事項は、総務省令で定める。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十七条 法第六十一条第二項に規定する投票人は、第六十四条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、国民投票の期日前四日までに、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該投票人が署名をした文書により、かつ、国民投票郵便等投票証明書又は選挙郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3 該投票人の署名に代えて、当該投票人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載となるべき者は、当該文書に署名をしなければならない。

市町村の選管委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、投票人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした投票人が法第六十一条第二項又は第三項に規定する投票人に該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に国民投票である旨を記入し、直ちに（国民投票の期日前十五日に当たる日以前に請求を受けた場合には、当該国民投票の期日前十五日に当たる日以前において市町村の選管委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該投票人に郵便等をもつて発送しなければならぬ。

（郵便等による不在者投票の方法）

**第七十八条** 前条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人は、国民投票の期日前十四日に当たる日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら賛成の文字又は反対の文字を囲んで〇の記号を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、当該投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村の選管委員会の委員長に対し、当該投票人が属する投票区の投票所（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所）を閉じる時刻までに第八十九条第二項の規定による投票の送致ができるよう、郵便等をもつて送付しなければならない。

（郵便等による不在者投票における代理記載の方）

**第七十九条** 第七十七条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人のうち第七十五条第四項の規定により国民投票郵便等投票証明書に法第六十一条第三項に規定する投票人に該当する旨の記載を受けているもの又は公職選挙法施行令第五十九条の三の二第四項の規定により選挙郵便等投票証明書に公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けているもの（同令第五十九条の三の二第五項の規定による記載を受けている

（特定国外派遣組織）

第八十一条 法第六十一条第五項に規定する政令で定める組織は、次に掲げる組織のうち、当該組織に属する投票人の数、当該組織が国外において業務を行う期間（次項及び次条第一項において「国外派遣期間」という。）及び当該組織の活動内容に照らして当該組織において法第六十一条第四項の規定による投票が適正に実施されると認められるものとして総務大臣が関係大臣と協議して指定するものとする。

二 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）

三 第二項第四号に規定する国際平和協力隊

四 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に規定する教育訓練を国外において行う自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。）

五 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第一条に規定する国際緊急援助隊

前項の規定による指定は、当該指定をしようとする組織の名称及び国外派遣期間その他総務大臣が定める事項を告示することにより行うものとする。

（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

第八十二条 特定国外派遣組織に属する投票人（以下この条及び第一百四十四条第二項において「特定国外派遣隊員」という。）は、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとのする。

する場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、国民投票の期日前五日までに、当該特定国外派遣組織の長（当該特定国外派遣組織の長が第六十九条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該特定国外派遣組織の長の職務を代理すべき者。以下この条及び第一百四十四条第二項において単に「特定国外派遣組織の長」という。）に対し、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間に当該特定国外派遣組織の国外派遣期間中にかかる場合において当該特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域内で法第六十一条第四項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

2 点字によって投票をしようとする特定国外派遣隊員は、前項の申出をする際に、当該特定国外派遣組織の長に対し、その旨を申し立てなければならない。

3 船員である特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、当該特定国外派遣組織の長に、投票人名簿登録証明書等を提示しなければならない。

4 第一項の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、当該特定国外派遣隊員が当該特定国外派遣組織に属する投票人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているものであると認める場合には、自ら又はその代理人によつて、国民投票の期日前三日までに、当該特定国外派遣隊員が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で、当該特定国外派遣組織の長であることを証する書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない。

5 第二項の規定による点字によって投票する旨の申立て又は第三項の規定による投票人名簿登録証明書等の提示を受けた特定国外派遣組織の長は、当該申立て又は当該投票人名簿登録証明書等の提示をした特定国外派遣隊員について前項の規定による請求をする場合には、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該特定国外派遣隊員の投票人名簿登録証明書等を提示しなければならない。

6 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の

請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、投票人名簿又はその抄本と対照して、当該特定国外派遣隊員が国民投票の当日法第六十条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に国民投票である旨を記入し、直ちに（第四項の規定により国民投票の期日前十五日に当たる日以前に請求を受けた場合は、当該国民投票の期日前十五日に当たる日以後直ちに）、第四項の規定による請求をして、当該特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の投票人名簿登録証明書等に国民投票の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

前項の場合において、第二項の規定により点字によつて投票をする旨の申立てをした特定国外派遣隊員に交付すべき投票用紙は、点字投票の投票用紙でなければならない。

特定国外派遣組織の長の代理人が第六項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちに、これを特定国外派遣組織のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもので国民投票の当司法第六十条第一項第一号に掲げる事由に該当するとの見込まれるものから、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間に、投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けたときは、直ちに、これを当該特定国外派遣隊員に交付しなければならない。

前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた特定国外派遣隊員は、直ちに、特定国外派遣組織の長の管理する投票の記載をする場所において、第七十条第二項の規定に準じて投票をしなければならない。

第四十四条及び第七十条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による投票について準用する。

12 特定国外派遣組織の長は、第十項の規定によ  
る投票を受け取った場合には、投票用封筒に投  
票の年月日及び場所を記載し、並びにこれに記  
名し、かつ、前項において準用する第七十条第三項の規定により投票に立ち会つた者に署名を  
させ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封を  
し、その表面に投票が在中する旨を明記し、そ  
の裏面に記名押印し、直ちに、これを当該特定  
国外派遣隊員が登録されている投票人名簿の属  
する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致  
し、又は郵便等をもつて送付しなければならな  
い。

13 特定国外派遣組織の長は、第一項の申出をし  
た特定国外派遣隊員に交付しなかつた投票用紙  
及び投票用封筒があるときは、速やかにその投  
票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町  
村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければ  
ならない。この場合において、当該特定国外派  
遣隊員が船員であるときは、併せて、当該特定  
国外派遣隊員の投票人名簿登録証明書等を提示  
しなければならない。

14 次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣さ  
れる投票人（特定国外派遣組織に属するものを  
除く）で、現に特定国外派遣組織が滞在する  
施設又は区域に滞在しているものは、この政令  
の規定の適用については、当該特定国外派遣組  
織に属する投票人とみなす。この場合における  
第一項、第四項及び第九項の規定の適用につい  
ては、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務  
に従事するため出国しようとする場合又は国外  
において当該特定国外派遣組織の業務に従事し  
ている場合には、国民投票」とあるのは「国民  
投票」と、「特定国外派遣組織の国外派遣期間」  
とあるのは「特定国外派遣隊員が第十四項各号に  
掲げる法律の規定に基づき国外に派遣され  
事しているもの」とあるのは「第十四項各号に  
掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されてい  
る者」と、第九項中「特定国外派遣隊員のうち  
国外において当該特定国外派遣組織の業務に従  
事しているもの」とあるのは「特定国外派遣隊  
員」とする。

一 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関  
する法律

三 國際緊急援助隊の派遣に関する協力に関する法律  
(指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例)

**第八十二条** 船員(登録予定船員(第二条第一号に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員で、登録基準日において当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の住民基本台帳に記録されていると見込まれるもの)をいう。以下この項において同じ。)を含む。以下のこの条及び第八十二条の三から第八十三条までの規定において同じ。)は、指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする場合には、登録基準日後(登録予定船員にあっては、法第一条第三項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日以後登録基準日までの間)第八十二条の三第一項において同じ。)、当該指定船舶等の船長(当該船長が第六十九条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該船長の職務を代理すべき者)で第六十九条第六項に規定する不在者投票管理者であるもの(以下この節において単に「船長」という。)に対し、投票人名簿登録証明書等(登録予定船員にあつては、選挙人名簿登録証明書。以下この条、第八十二条の三及び第八十二条の四において同じ。)を添えて、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において当該指定船舶等にて法第六十一条第七項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

前項の投票送信用紙は、賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載する部分（以下この節において「投票記載部分」という。）とその他の事項を記載する部分（以下この節において「必要事項記載部分」という。）とが明確に区分されたものでなければならない。

指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けた場合には、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分にその市町村名、交付の年月日及び国民投票である旨、当該船員が登録されている投票人名簿に属する市町村名並びに法第六十一条第七項の規定による投票に係る請求である旨を記入し、当該請求をした船長又はその代理人の面前においてその投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を保管箱又は保管用封筒に入れ、これに封をして交付しなければならない。この場合において、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、保管箱又は保管用封筒にはその市町村名及び指定船舶等の航海予定期間並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した枚数並びにこれらを交付した年月日を表示し、船員の投票人名簿登録証明書等にはその市町村名並びに国民投票の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船長又はその代理人に交付した旨を記入しなければならない。

船長の代理人が前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は

保管用封筒の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちにこれを船長に引き渡さなければならぬ。

指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第

十一項に規定するファクシミリ装置（以下この

項目及び第十三項において「投票受信用ファクシ

ミリ装置」という。）を設置した場合には、速

やかに当該投票受信用ファクシミリ装置を用い

て行う通信に使用すべき電気通信番号を前二項

の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用

封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は

引渡しを受けた船長に通知しなければならぬ。

第四項又は第五項の規定により投票送信用紙

及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保

管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、國

民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票

の期日の前日までの間に当該指定船舶等の航海

の期間中にかかる場合において、第一項の規定

による申出をした船員で国民投票の当日法第六

十条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見

込まれるものから、国民投票の期日前十四日に

当たる日から国民投票の期日の前日までの間

に、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交

付の請求を受けたときは、当該船員が第六十七

条又は第六十八条の規定により不在者投票の投

票用紙及び投票用封筒の交付を受けたとき、並

びに第八十二条の三第三項又は第四項の規定に

より投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交

付又は引渡しを受けたときを除くほか、直ち

に、投票送信用紙の必要事項記載部分に当該指

定船舶等の名称及び交付の年月日を記載し、並

びに投票送信用紙の必要事項記載部分に署名

し、更に第十項において準用する第七十条第三

項の規定により投票に立ち会う者に投票送信用

紙の必要事項記載部分に署名させ、当該投票送

信用紙を投票送信用紙用封筒とともに当該船員

に交付するとともに、前項の規定により通知を

受けた電気通信番号を当該船員に知らせなけれ

ばならない。この場合において、船長は、当該

船員に第一項の規定により添えた投票人名簿登

録証明書等を提示させ、これに国民投票の投票

送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員に交付

した旨（二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類並びに当該憲法改正案

の規定により添えた投票人名簿登録証明書等を提示させ、これに国民投票の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員に交付した旨。第八十二条の四第一項において同じ。）を記入しなければならぬ。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習

期間における同様の記載部分を記載する。

前項の規定により投票送信用紙及び投票送信

用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、船

長の管理する場所において、自ら、投票送信用

紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、第一

項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等

の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が

自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊

員をいう。以下この項及び第八十二条の三にお

いて同じ。）である場合には、その氏名、住所

及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日

並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習

生である場合には、その氏名、住所及び当該投

票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習



8 前項の規定により送信をした船員は、直ちに  
の文字又は反対の文字を囲んで〇の記号を、そ  
れぞれ記載し、これを第三項の規定により投票  
送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した指  
定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投  
票送信用ファクシミリ装置を用いて送信しなけ  
ればならない。

に、自ら、当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けなければならない。

第三項 第八十二条の三第一項  
14 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により投票人名簿登録証明書等の提示を受けた場合には、当該投票人名簿登録証明書等に投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書の返付を受けた旨を記入しなければならない。  
第八十二条第三項、第十一項及び第十二項の規定は、法第六十一条第八項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第八十二条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項第十一	項第八	第八十二条の三第六項の規定により送信された同条第三項に規定する確認書及び同条第七項
項第十二	項第八	第八十二条の三第七項
(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の投票送信用紙等の請求等の特例)		

10

11 い。  
11 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により投票送信用紙用封筒及び確認書の提出を受けた場合には、当該投票送信用紙用封筒及び確認書をその表面に表示された船員が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

船員が国民投票の当日法第六十条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれ、かつ、第八十二条の二第二号に該当するものから、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間に、第八十二条第七項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けたときは、当該船員が第六十七条又は第六十八条の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたとき、並びに前条第三項又は第四項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けたときを除くほか、第八十二条第七項の規定にかかわらず、直ちに投票送信

は、本邦に帰つた場合には、速やかに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に返すとともに、第一項の規定により提示した投票人名簿登録証明書等を提示しなければならない。

用紙の必要事項記載部分に当該指定船舶等の名稱、交付の年月日及び當該船員が同号に掲げる船員である旨を記載し、並びに投票送信用紙の必要事項記載部分に署名し、当該投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を法第六十一条第八項

項 第 十	項 第 九		項 第 七	前項の規定により 確 認	次条第一項の規定 により投票送信用 紙及び投票送信用 封筒の交付	
					第一項の規定によ り提示した	第三項の規定によ り投票送信用紙及 び投票送信用紙用 封筒を交付した
簡及び第六項の規 投票送信用紙用封	これを第六項の規 定により送信され た確認書を受信し た用紙とともに	投票受信用フ アク シミリ装置	投票送信用フ アク シミリ装置	第八十二条第二項 に規定する投票送 信用フアクシミリ 装置	第八十二条第一項 の規定により添 えた	次条第一項後段の 規定により船長が 通知した
封筒	これを	第八十二条第一項 に規定するフア クシミリ装置				

極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)は、投票人名簿登録証明書の交付を受けている場合又はその登録されている投票人名簿登録証明書の交付を受けている場合を除き、当該市町村の選挙管理委員会の委員長から南極選挙人証の交付を受けている場合若しくは当該市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受けた場合若しくは当該市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該投票人が当該市町村の投票人名簿に登録されている旨を証する書面(以下この条において「南極投票人証」という。)の交付を申請することができる。  
2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の有効期間及び返納その他南極投票人証に関する必要な事項は、総務省令で定める。  
3 (南極調査員の不在者投票の特例)  
第八十五条 南極調査員(前条第一項に規定する投票人で、南極投票人証等又は投票人名簿登録証明書等の交付を受けているもの)は、以下の規定による申請があった場合には、当該申請を受けた投票人に對して南極投票人証を交付しなければならない。  
前二項に規定するもののほか、南極投票人証は選挙人名簿登録証明書の交付を受けている前条第一項に規定する投票人で、登録基準日において当該南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の住民基本台帳に記録されていると見込まれるもの(以下この条及び次条において同じ。)を含む。(以下この条及び次条において同じ。)は、南極地域において南極地圖の調査組織に関する業務又は活動を行うため出國しようとする場合には、登録基準日後(登録予定期限南極調査員にあつては、法第二条第三項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日以後登録基準日までの間)当該南極地域調査組織の長(当該南極地域調査組織の長が第六十九条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者)で同条第七項に規定する不在者投票管理者であるもの(以下この条及び第四十四条第一項において単に「南極地域調査組織の長」といふ。)に対し、南極投票人証等(当該南極調査組織の投票人名簿登録証明書等の交付を受けている場合には当該投票人名簿登録証明書等、当該

項 第四	項 第三	前項
当該船員	選舉管理委員会の委員長は、第二項	指定市町村の選舉
並びに当該南極調査員（第八十四条第一項）	（第八十五条第二項に規定する南極投票指定市町村に規定する南極投票指定市町村をいう。以下この条において同じ。）の選舉管理委員会の委員長は、	南極投票指定市町村

3  
第八十二条第三項から第九項まで及び第十一項から第十六項までの規定は、法第六十一条第九項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第八十二条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

及び船舶の名称並びに当該施設及び船舶内に設置された同項の送信に用いるファクシミリ装置を識別するための番号を記載した文書で、当該南極調査員の南極投票人証等を提示して、同項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。

は、自ら又はその代理人により、法第六十一条の規定によるものと同様の方法で投票する。この規定は、市町村長が選舉管理委員会の委員長に対し、選舉の監督を委託する場合に適用される。

2 前項の申し出を受けた南極地域調査組織の長は、当該南極調査員が南極地域において当該南極地域調査組織に関する業務又は活動を行うため出国しようとする者であると認める場合に

南極調査員が登録予定南極調査員である場合には南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書。以下この条において同じ。)を添えて、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間が当該南極地域調査組織が法第六十一条第九項各号に掲げる施設又は船舶においてその業務又は活動を行う期間(以下この条において「南極調査期間」という。)中にかかる場合において当該施設又は船舶内で同項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

項 条 第五	第七十 条	投票用紙	投票送信用紙の投票記載 部分
(南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書を有する南極調査員の被登録資格等の申立て)	第八十六条 南極調査員は、前条第一項の規定による申出をしようとする場合において、南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書を添えるときは、当該南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の投票人名簿に登録される資格を有する旨(登録基準日以前に当該申出をしようとする場合には、登録基準日において当該南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の投票人名簿に登録される旨)を申し立てるなければならない。 (憲法改正案等の掲示をする不在者投票管理者)	投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければ	簡に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付け、これを提出させなければ

**第八十七条** 法第六十五条第二項に規定する不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会の委員長（法第七十一条第二項に規定する投票管理者のうち政令で定めるものは、市町村の選挙管理委員会の委員長）による再投票にあっては、その全部又は一部の区域が当該投票を行う区域に含まれる市町村の選挙管理委員会の委員長とする。  
(不在者投票の送致)

不在者投票に関する調査

投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長は、第七十八条、第八十一条第二項、第八十二条第十三項（第八十五条第三項において準用する場合を含む）、第八十二条の三第九項又は前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により投票の送付又は送致を受けた場合には、直ちに投票不在者投票証明書及び同条第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙を投票人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に送致しなければならない。

三 属する投票区の投票管理者

在中のする旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

一 第七十一条又は第七十二条の規定により投票を受け取った場合 投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村の選管管理委員会の委員長

二 第七十一条の規定により投票を受け取った場合(次号に掲げる場合を除く。)投票人が

**第八十九条** 投票人が登録されている投票人名簿又は在外投票人名簿の市町村の選管委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿を備え、第六十四条、第六十七条、第七十一条、第七十七条、第八十一条第四項から第七項まで及び前条の規定によってとつた措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

**2** 市町村の選管委員会の委員長は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略（在外投票人名簿に登録されている投票人の不在者投票（第四項において「在外投票人の不在者投票」という。）に係る概略を除く。）を記載した不在者投票に関する調書を投票区ごとに作成し、これに記名押印し、関係のある投票管理者に送致しなければならない。

**3** 指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合における指定投票区及び指定関係投票区を



(在外公館等における在外投票に関する書類の保存) 第百条 前条第二項に規定する調書は、法第百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいづれか遅い日まで、総務大臣において保存しなければならない。

**第九十九条** 在外公館の長は、在外公館等投票事務処理簿を備え、第九十四条、第九十五条及び前条の規定によつてとつた措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

**第九十八条** 在外公館の長は、第九十五条の規定によつて投票を受け取つた場合においては、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、同条第二項の規定によつて投票に立ち会つた者に署名又は記名押印をさせ、更にこれを他の適當な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを外務大臣を経由して、投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選舉管理委員会の委員長に送付しなければならない。

3  
法第六十二条第一項第一号の規定による投票器を同号に定める期間内に行わせることができない場合には、当該在外公館等投票記載戦場所を管理する在外公館の長は、直ちにその旨を、外務大臣を経由して総務大臣に通知し、併せてその旨の周知に努めなければならない。  
(在外公館等における在外投票の送致)

在外公館の長は、前項の指定をしたときは、  
当該指定した在外公館等投票記載場所を、外務  
大臣を経由して総務大臣に通知しなければなら  
ない。在外公館等投票記載場所の指定を取り消  
したときも、同様とする。

**(郵便等による在外投票の方法及び送致)**  
**第一百二条** 前条第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人は、国民投票の期日前十四日に当たる日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、当該投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選舉管理委員会の委員長に対し、当該投票人が属する指定在外投票区の投票所を閉じる時刻までに

**第一百一一条** 投票人は、法第六十二条第一項第二号の規定により投票をしようとする場合には、国民投票の期日前四日までに、その登録される在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該投票人が署名をした文書により、直接に、又は郵便等をもつて、かつ、在外投票人証等を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による請求を受けた場合には、在外投票人名簿又はその抄本と对照して、投票用封筒の表面に国民投票である旨を記入し、直ちに（国民投票の期日前十五日に当たる日以前に請求を受けた場合には、当該国民投票の期日前十五日に当たる日以前において中央選挙管理会が定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該投票人に郵便等をもつて発送しなければならない。この場合においては、当該投票人の在外投票人証等に国民投票の投票用紙及び投票用封筒を発送した旨並びにこれらを発送した年月日（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、並びにこれらを発送した年月日）を記入しなければならない。

の及び前条第二項の規定により総務大臣に送付したものと除く。)は、法第百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、在外公館の長において保存しなければならない。(郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第一条第十項 第四項 第六项 第十六项		条十第一項 の四条十第一項 の四条十第一項 の四条十第一項		項項第二五表二条十第一項 の四条十第一項 の四条十第一項 の四条十第一項		口及号第一条十第一項 びイ二項第七四		号第一条第十第一項 第二项第七四	
投票人名簿	各号 第六十条第一項	同項各号		第六十条第五項	第五十二条の二 第五項	第五十二条の二 第五項	投票人名簿	投票人名簿が法 第二十条第二項	
在外投票人名簿 各号	第六十二条第四項 の規定により読み 替えて適用される 法第六十条第一項	法第六十二条第四項 の規定により読み 替えて適用される 法第六十条第一項	法第六十二条第四項 の規定により読み 替えて適用される 法第六十条第五項	第六十二条第四項 の規定により読み 替えて適用される 法第六十二条第五項	第六十二条第三項 の規定により読み 替えて適用される 法第五十二条の二 第五項	第六十二条第三項 の規定により読み 替えて適用される 法第五十二条の二 第五項	在外投票人名簿	在外投票人名簿が法 第三十三条第二項	
在外投票人名簿 各号	第六十二条第四項 の規定により読み 替えて適用される 法第六十条第一項	法第六十二条第四項 の規定により読み 替えて適用される 法第六十条第一項	法第六十二条第四項 の規定により読み 替えて適用される 法第六十条第五項	第六十二条第四項 の規定により読み 替えて適用される 法第六十二条第五項	第六十二条第三項 の規定により読み 替えて適用される 法第五十二条の二 第五項	第六十二条第三項 の規定により読み 替えて適用される 法第五十二条の二 第五項	在外投票人名簿	在外投票人名簿が法 第三十三条第二項	

十四条法律第二百八十三号) 第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。) であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに關し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行ふことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。

第四項及び第六十九条において同じ。) 身体障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第一百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十八項を入所させる施設をいう。) 第四項及び第六十九条において同じ。)

。(一) 保護施設(生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第

四項及び第六項において院若しくは少年留置施設、少年労役場、監置場、「不在者投票施設」という。(以下この節において投票をしようとするもの)		二項第十四条		第一条第十項第七第六		第六条第六		第一条第十項第六		第一条第十項第六	
その投票人が船員であるときは当該船員の投票書等に、その投票人が南極投票	を記入し、	各号	第六十条第一項	投票人名簿又は第六十条第一項	投票人名簿	各号	第六十条第一項	直接に	投票人名簿	各号	第六十条第一項
当該投票人の在外出投票用紙及び投票用封筒を交付した旨並びにこ	ある旨を記入し、	各号	第六十二条第四項	第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項	在外投票人名簿	各号	第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項	提示して、直接に	在外投票人名簿	各号	第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項
当該投票人の登録証明書等に、その投票人	用いるべきもので	各号	第六十条第一項	第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項	在外投票人名簿に登録されている投票人の投票に	各号	第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項	提示して、直接に	在外投票人名簿	各号	第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項

二項 第二條

「 と あ る の は		各号	第四項 第一項 二十二	第四項 第一項 二十二
		区域	投票区の 投票所	投票区の 投票所
		期日前投票所	期日前投票所を設 ける期間の初日に おいて当該期日前	期日前投票所
」	と あ る の は	各号	第四項 第一項 二十二	第四項 第一項 二十二



が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定された市町村）の選挙管理委員会が、該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会に対しても行わなければならない。

2 関係市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るべき市町村又は指定都市の区の選挙管理委員会を定め、又は指定した場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

3 数市町村合同開票区においては、法第七十六条第二項の規定によるくじ、同条第三項の規定によるくじを行うべき場所及び日時の告示、同条第四項の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第一項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき市町村又は指定都市の区の選挙管理委員会が行う。

4 数市町村合同開票区においては、法第七十七条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第七十八条の規定による開票の場所及び日時の告示は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。

5 数区合同開票区においては、法第七十六条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会に対して行わなければならない。

6 指定都市の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るべき区の選挙管理委員会を指定した場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

7 数区合同開票区においては、法第七十六条第二項の規定によるくじ、同条第三項の規定によるくじを行うべき場所及び日時の告示、同条第四項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第五項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき区の選挙管理委員会が行う。

8 数区合同開票区においては、法第七十七条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第七十八条の規定による開票の場所及び日時の告示は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。（代理投票、不在者投票及び在外投票の受理の決定）

**第一百四十四条** 開票管理者は、第五十二条及び第九十一条第四項（第七十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた投票については、法第八十条第一項の例によつて、これを受理するかどうかを決定しなければならない。（投票の点検）

**第一百五十五条** 開票管理者は、投票を点検する場合においては、開票事務に従事する者二人に各別に憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を計算させなければならない。（開票管理者による投票の数の朗読等）

**第一百六十六条** 開票管理者は、前条の規定による計算が終わったときは、憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を朗読しなければならない。ただし、その開票所内にいる投票人に周知させるため、掲示その他必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。（点字投票の無効投票）

**第一百七十七条** 点字による投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの

三 賛成の文字又は反対の文字を自書しないもの

四 賛成の文字及び反対の文字とともに記載したもの

五 賛成の文字又は反対の文字のいずれを記載したかを確認し難いもの

（開票録の送付）

**第一百八十八条** 開票管理者は、法第八十条第三項の規定による投票の点検の結果の報告をする場合においては、併せて開票録の写しを送付しなければならない。（開票に関する書類等の保存）

**第一百二十二条** 開票に關する書類は、市町村の選挙管理委員会において、法第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、保存しなければならない。

2 前項の規定にかかるず、数市町村合同開票区においては、開票に關する書類は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会において、法第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、保存しなければならない。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

4 中央選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けたとき開票管理者には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

**第一百二十三条** 都道府県の選挙管理委員会及び国民投票分會長の職務代理者又は職務管掌者の選任）

（国民投票分會長の職務代理者又は職務管掌者の選任）

**第一百二十三条** 都道府県の選挙管理委員会は、国民投票分會長に事故があり、又は国民投票分會長が欠けた場合においてその職務を代理すべき

い場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定された市町村）の選挙管理委員会又は当該指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の選挙管理委員会において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

3 第一項の規定にかかるず、数区合同開票区においては、開票に關する書類は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

（継延開票に関する通知）

**第一百二十二条** 都道府県の選挙管理委員会は、法第八十七条において準用する法第七十二条第一項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該開票の期日を定めた場合には、関係のある数市町村合同開票区の開票管理者及び国民投票分會長並びに中央選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

4 中央選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けたとき開票管理者には、直ちにその旨を国民投票長に通知しなければならない。

**第一百二十三条** 都道府県の選挙管理委員会は、国民投票分會長に事故があり、又は国民投票分會長が欠けた場合においてその職務を代理すべき





午前八時三十分又は午後八時と異なる時刻を定めることができる。ただし、次に掲げる行為について、それぞれ同一の時刻を定めなければならない。

一 前項第二号に掲げる行為及び同項第八号に掲げる行為

二 前項第四号に掲げる行為及び同項第七号に掲げる行為

法第一百四十三条第一項の政令で定めるものは、第一項第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号に掲げる行為（同項ただし書に規定する期間内に行うものを除く。）とする。

（不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示）

**第一百四十六条** 市町村の選挙管理委員会は、法第一百四十三条第一項の規定により午前六時三十分から午前八時三十分までの間に午前八時三十分と異なる時刻を定めた場合又は午後五時から午後十時までの間で午後八時と異なる時刻を定めた場合には、直ちに当該定めた時刻を告示しなければならない。

（投票用紙の様式）

**第一百四十七条** 法第六十一条第一項、第二項及び第三項の規定による投票の投票用紙は、別記第一様式に準じて調製しなければならない。

法第六十二条第一項の規定による投票の投票用紙は、別記第二様式に準じて調製しなければならない。

法第五十八条第二項の規定による投票の投票用紙は、別記第三様式に準じて調製しなければならない。

（投票人名簿等の様式）

**第一百四十八条** 投票人名簿、在外投票人名簿、投票録、開票録、国民投票録その他の法及びこの政令の規定による書類の様式については、総務省令で定める。

（青ヶ島村等における国民投票の特例）

**第一百四十九条** 東京都八丈支庁管内青ヶ島村及び小笠原支庁管内小笠原村並びに沖縄県島尻郡南大東村、同郡北大東村、宮古郡多良間村及び八重山郡与那国町においては、開票管理者は、第八十条の規定にかかるわらず、開票録の写しを法第八十条第三項の規定による報告と別に送付することができる。

（事務の区分）

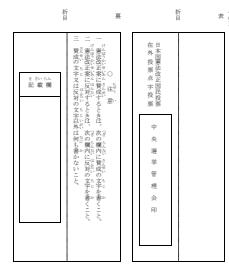


別記第二様式（第一百四十七条関係）

第一回　「ほんとうに心地悪い」などは、必ずしも心地悪くする意図のないものであつて、むしろ心地良らうを意味しなければならない。第二回　「ほんとうに心地悪い」などは、必ずしも心地悪くする意図のないものであつて、むしろ心地良らうを意味しなければならない。第三回　「ほんとうに心地悪い」などは、必ずしも心地悪くする意図のないものであつて、むしろ心地良らうを意味しなければならない。

別記第三様式（第百四十七条関係）

その二



図表  
図表は、外見評議会用紙と内見評議会用紙の構成を示す。外見評議会用紙は、評議会用紙の左側に位置する。内見評議会用紙は、評議会用紙の右側に位置する。

外見評議会用紙  
内見評議会用紙